

# 転出される方へ

兵庫県姫路市

姫路市から他の市区町村へ転出される方は、**新しい住所に移った日から14日以内**に新住所地の市区町村役場で転入手続きをしてください。

必要なものは、**\*転出証明書・全員のマイナンバーカード（お持ちの方のみ）・本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）**です。外国籍の方は、**在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）**も必ずご持参ください。

なお、正当な理由がなく14日以内に転入届をされないと、罰則規定があります。転出証明書をなくされた方は、住民窓口センター（079-221-2365）又は支所・地域事務所・駅前市役所・出張所・サービスセンターで再発行の手続きをしてください。

1. 転出予定日の前日までに、印鑑登録証明書が必要となった場合は、印鑑登録証の他に**\*転出証明書**も必ずご持参ください。**\*転出証明書がないと印鑑登録証明書は交付できません**。転出予定日以降は、姫路市では印鑑登録証明書を発行できませんので、新住所地で新たに印鑑登録の手続きをしてください。

2. ご都合により**転出を取り止められた場合は、\*転出証明書・本人確認書類（運転免許証など）**をご持参の上、転出取消の手続きをしてください。

**（\*マイナンバーカード等による特例転出の方は、転出証明書の代わりに必ずマイナンバーカード等をご持参ください）**

3. 下の表に該当する方は、手続きが必要ですのでご注意ください。

| 対象となる方  | 姫路市での手続き<br>(詳しくはお問い合わせください)   | 新住所地での手続き（転出先）   |
|---|--|--|
| マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方<br>住民窓口センター<br>079-221-2150                   |  | マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをご持参の上（暗証番号の入力が必要）、新しい住所に移った日から必ず14日以内に転入手続きをしてください。また、転出予定日から30日を経過しても転入手続きをしない場合は、カードは失効します。転入後は90日以内にカード継続利用申請をしてください。 |
| 国民健康保険の加入者<br><br>国民健康保険課<br>079-221-2343<br>079-221-2344<br>079-221-2345 | 国民健康保険証及び各認定証をお返しく<br>ださい。保険料は、転出の翌月に精算し、改<br>めて納付通知書を送付します。<br><br>※遠隔地用の被保険者証（学遠）が必要<br>な方は被保険者証、学生証または在学・在<br>園証明書をご持参の上、手続きをおこなっ<br>てください。 | 転入時、すみやかに加入手続きをしてくだ<br>さい。<br><br>※学遠（一部対象者）、住所地特例該当<br>者の方は国民健康保険に加入しない旨の<br>申出をしてください。   |
| 介護保険  | 被保険者証<br>をお持ちの<br>方  | 被保険者証をお返しく<br>ださい。<br>介護保険料は、翌月初旬に精算し、決定通<br>知を送付します。  |
| 介護保険課<br>079-221-2445<br>079-221-2446                                     | 認定を受け<br>ている方  | 転出届出時に受給資格証明書の交付を受け<br>てください。  |
|   | 住所地特例<br>の適用を受<br>けることに<br>なる方   | 転出先が、特別養護老人ホーム等の住所地<br>特例施設の方は、引き続き姫路市が保険者<br>となります。資格者証の交付を受けてくだ<br>さい。   |
| 国民年金  | 加入者  |  |
| 国民年金<br>窓口センター<br>079-221-2332  | 受給者  |  |
| 水道使用者<br>姫路市水道料金センター<br>079-221-2711                                      | 水道料金の精算と閉栓の手続きをしてくだ<br>さい。   | 開栓の手続きをしてください。   |
| 市立の小学校、中学校及び<br>義務教育学校の児童生徒<br>教育委員会学校指導課<br>学事担当079-221-2762             | 学校で在学証明書及び教科書給与証明書の<br>交付を受けてください。   | 転入届をして就学通知書を受け取り、在学証<br>明書、教科書給与証明書とともに新しい学校<br>へ届けてください。  |

| 対象となる方   | 姫路市での手続き<br>(詳しくはお問い合わせください)  | 新住所地での手続き (転出先)   |
|--|---|---|
| 福祉医療 (移乳㊦㊧㊨㊩)の助成を受けている方<br>保健福祉政策課<br>福祉医療担当<br>079-221-2307<br>079-221-2308 | 必ず医療受給者証をお返しください。<br>(後日、郵送でもかまいません。)<br>㊦＝高齢期移行<br>㊧＝重度障害者医療 ㊨＝乳幼児等医療<br>㊩＝こども医療 ㊪＝母子家庭等医療<br>㊫＝高齢重度障害者医療                            | 新住所地の福祉医療担当課へ助成の対象及び申請に必要なものをお問い合わせください。<br>※所得課税証明書(所得内容及び市町村民税額の表示があるもの)が必要な場合があります。                        |
| 後期高齢者医療制度の加入者<br>後期高齢者<br>医療保険課<br>079-221-2315                              | 被保険者証及び各認定証を返還してください。保険料は後日精算となります。<br>【県外転出の方】<br>負担区分等証明書の交付申請をしてください。<br>障害認定(65～74歳の方)を受けている方、及び、特定疾病認定を受けている方は認定証明書の交付申請をしてください。 | すみやかに加入手続きをしてください。<br>【県外転出の方】<br>負担区分等証明書を提出してください。<br>また、障害認定申請及び特定疾病認定申請をされる方は、認定証明書を提出の上、認定申請の手続きをしてください。 |
| 児童手当を受けている方<br>こども支援課<br>079-221-2312  | 児童手当受給事由消滅届を提出してください。<br>※転出予定日の属する月分までの手当は姫路市から支給します。振込は1～2カ月後となりますので、口座は解約しないでください。   | <b>転出予定日から15日以内</b> に、マイナンバーカード(お持ちの方のみ)・申請者名義の預金通帳・申請者の健康保険証をご持参の上、手続きをしてください。<br>※詳細は新住所地の担当課へお問い合わせください。   |
| 特別児童扶養手当及び児童扶養手当を受けている方<br>こども支援課<br>079-221-2311                            | こども支援課でご相談ください。<br>※転出後の状況によって、市外転出届や資格喪失届などが必要になることがあります。  | 手当証書を持参してください。<br>※その他の書類が必要な場合がありますので、新住所地の担当課へお問い合わせください。   |
| 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車をお持ちの方<br>主税課<br>079-221-2257                        | ナンバープレート・標識交付証明書・本人確認書類をご持参の上、登録抹消手続きをしてください。<br>手続き後に廃車申告済書を交付します。   | 廃車申告済書・本人確認書類等をご持参の上、ナンバープレートの交付を受けてください。<br>※詳細は新住所地の担当課へお問い合わせください。   |
| 予防接種券をお持ちの方<br>保健所予防課<br>079-289-1635  | 新住所に転入された日からお子様の予防接種券は使用できません。各自で必ず破棄してください。  | 転入時、すみやかに予防接種担当課へお問い合わせください。  |

#### 4. 海外へ転出される方は各課へお問い合わせください。

日本国籍の方が日本にもどられる場合は、転入先に戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍の附票・パスポート・年金手帳(基礎年金番号通知書)・健康保険証(※)・マイナンバーカード(※)をご持参の上、転入の手続きをしてください。

外国籍の方が再び日本に住所をおく場合は、在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証明書)、パスポート、年金手帳(基礎年金番号通知書)・健康保険証(※)・マイナンバーカード(※)をご持参ください。また、外国籍の方は、本人と世帯主の続柄を証する公的な文書(外国語で作成されたものはその翻訳文添付)が必要な場合があります。

※健康保険証、マイナンバーカードはお持ちの方のみご持参ください。マイナンバーカードは、海外転出後も保管してください。紛失した場合は、再入国後の再交付の際に手数料がかかります。

#### 5. その他

##### ① 市・県民税について

市民税や県民税は、その年の1月1日現在に住んでいる市町村で課税されます。したがって、あなたが1月1日現在、姫路市に住所があれば転出されても、その年の4月1日から始まる年度の市・県民税は、姫路市で課税されることになります。詳しくは**市民税課(079-221-2261)**までお問い合わせください。

##### ② 固定資産税・都市計画税について

固定資産税・都市計画税の納税義務者は、その年の1月1日現在、姫路市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人です。

詳しくは**資産税課(079-221-2270)**までお問い合わせください。

##### ③ 引越ごみと最終し尿くみ取りについて

引越ごみはごみステーションには出せません。分別してお住まいの地域のごみ処理施設へ搬入するか一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。詳しくは**リサイクル課(079-221-2404)**までお問い合わせください。最終し尿くみ取りの必要な方は、お早めに**中部衛生センター(079-235-7518)**へご連絡ください。

し尿くみ取り券の払い戻しは、**美化業務課(079-221-2403)**までお問い合わせください。

##### ④ 海外に転出される方は、海外で国政選挙に投票するための申請(在外選挙人名簿への登録移転申請)が、出国前に国内でできます。詳しくは**選挙管理委員会事務局(079-221-2807)**までお問い合わせください。